

# 第3回秋田県高病原性鳥インフルエンザ危機管理対策本部会議

日時 令和3年11月16日(火)

9時30分～

場所 秋田県災害対策本部室

## 次 第

1 開 会

2 防疫措置の進捗状況と今後の対応について

3 その他

4 知事指示

5 閉 会

# 防疫措置の進捗状況と今後の対応について

## 1 防疫措置の進捗状況

### (1) 殺処分・埋却処分

- ・開始日時：11月10日（水） 7時35分～
- ・協力：11月10日（水）に自衛隊に災害派遣を要請（11日に撤収要請）
- ・殺処分：144,539羽（11月10日 7:35～12日 10:30）
- ・埋却処分：鶏・・・完了  
堆肥・飼料等・・・8割程度 ※15日16時現在

### (2) 動員体制

- ・作業時間：11月10日～12日：24時間体制  
11月13日～：8時間体制
- ・動員数：延べ1,524名（県職員）

## 2 消毒ポイントの設置

- ・設置数：7カ所
- ・設置期間：11月10日から制限区域が解除されるまで
- ・対象：畜産関係車両、防疫作業関係車両
- ・作業員：平鹿・雄勝地域振興局建設部等

## 3 移動制限等の実施

- ・発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域（移動制限区域）を設定した。
- ・発生農場を中心とした半径3kmから10km以内の区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（搬出制限区域）を設定した。

区 域	農場数
移動制限区域（3km以内）	該当農場なし
搬出制限区域（3～10km以内）	5業者6農場

- ・移動制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
  - ア 移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により陰性であること
  - イ 移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること
- ・搬出制限区域は、発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後、解除する。  
※今回は、移動制限区域に他の養鶏場がないため検査は不要。

## 4 情報提供

### (1) 養鶏関係団体への情報提供と注意喚起

- ・ 県養鶏協会やJ A比内地鶏部会に対し、防疫措置状況等を説明するとともに、比内地鶏生産者に向けチラシを配布。

### (2) 注意喚起

- ・ 県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供や注意喚起を随時実施する。
- ・ ホームページに発生情報や防疫措置状況等を随時掲載する。

### (3) 風評被害の防止

- ・ 感染した鶏肉が市場に出回ることはないこと、鶏肉を食べることにより鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されていないことを周知する。

### (4) マスコミへの協力要請

- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、慎むよう依頼済み。特にヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むよう要請する。

## 5 今後の対応

### (1) 防疫措置等

- ・ 別紙

### (2) 消石灰の配付

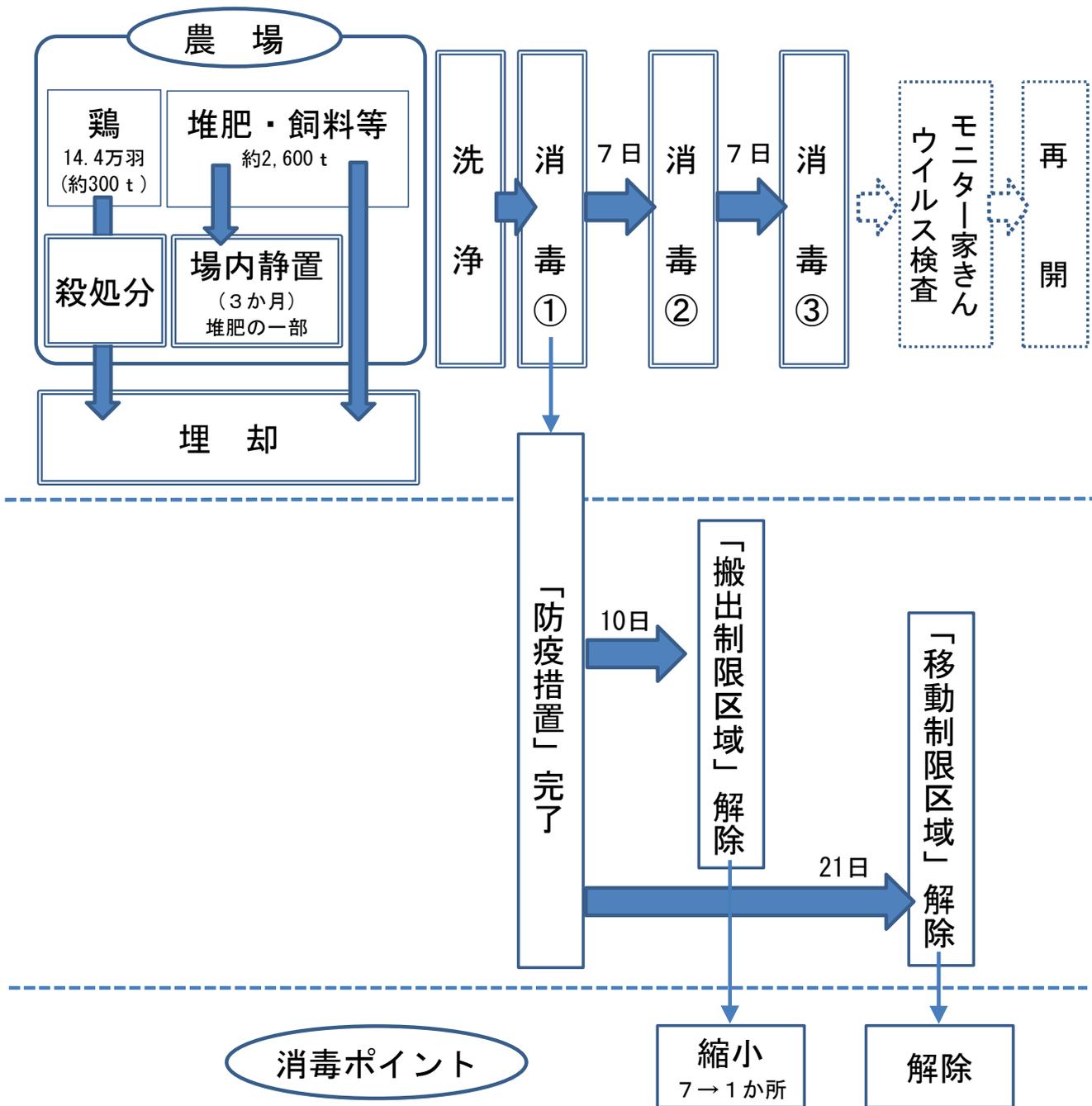
- ・ 緊急に消石灰を配付し、養鶏農家の防疫意識の啓発と防疫レベルの向上を図る。  
配付期間：今週中～12／上

### (3) チェックリストによる一斉点検

- ・ 国の疫学調査結果等を踏まえ、養鶏場における衛生管理の徹底を図るため、飼養状況を確認するチェックリストを作成し、一斉点検を実施する。

点検期間：11月16～24日

### 今後の流れ



## 発生から患畜確定までの経緯について

### 1 通報

- ・11月9日（火）8時40分、当該農場の管理獣医師から死亡鶏が増加した旨、南部家畜保健衛生所に連絡あり。

### 2 簡易検査

- ・同日10時、南部家畜保健衛生所職員が農場に立ち入り、飼養鶏13羽の高病原性鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、12時10分に12羽の陽性を確認。
- ・精密検査のため、サンプルを中央家畜保健衛生所に搬送。

### 3 搬出制限

- ・当該農場の半径10km以内の養鶏場に搬出制限を依頼。

### 4 県内養鶏農場の状況確認

- ・県内の全ての養鶏農場の鶏死亡状況を確認するとともに注意喚起を実施（異常事例の報告なし）。

### 5 PCR検査

- ・中央家畜保健衛生所でPCR検査を実施したところ、11月10日（水）陽性を確認、家畜防疫指針に基づき農林水産省により「疑似患畜」と確定され、防疫措置を開始。
- ・11月10日に国の動物衛生研究部門に検体を持ち込み、11月11日（木）に高病原性と判断されるH5N8型が確認。これを受け、農林水産省が、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの「患畜」と判定。

### 6 疫学調査

- ・11月10日、農林水産省や専門家による調査チームが現地で疫学調査を実施し、11日に調査結果の概要を公表。

#### 【主な内容】

- ①発生鶏舎内で、ネズミ類のものと思われるふんや足跡、かじり痕を確認。
- ②発生鶏舎側面の壁面に、小型の野生動物が侵入可能な3.0cm程度の隙間あり。
- ③鶏ふんを搬出するベルトコンベアの鶏舎内の蓋や鶏舎外につながる開口部に隙間確認。



作業に向けた準備



殺処分の状況



埋却坑への搬入



埋却の状況



堆肥舎